

件名	愛媛県総合保養地域における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例
主管課	税務課
根拠法令等	総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）
<p>【廃止の概要】</p> <p>愛媛県総合保養地域における県税の特別措置に関する条例（平成2年7月17日条例16号）の廃止</p> <p>総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）に基づく「えひめ瀬戸内リゾート開発構想」が廃止されたことに伴うもの。</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>「えひめ瀬戸内リゾート開発構想」の概要</p> <p>(1) 国の承認 平成2年6月29日</p> <p>(2) 整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊かな地域文化、景観の優れた瀬戸内海、国家プロジェクトの本四架橋という三つの地域特性を最大限に生かし、個性あるリゾート地とする。</li> <li>・ 将来は、瀬戸内海全域にネットワークを形成し、増大する自由時間が快適に暮らせる「瀬戸内海自由時間都市構想」の実現を図る。</li> </ul> <p>(3) 特定地域 4市3町 松山市、今治市、伊予市、東温市、上島町、松前町、砥部町</p> <p>(4) 整備計画及び進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 303の特定施設を計画（供用中15、未着手288） 整備進捗率 5.0%</li> </ul> <p>(5) 目標数値及び実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年後の年間利用者数 755万人（実績 51万人：達成率 6.8%）</li> <li>・ 10年後の雇用者数 3,680人（実績 270人：達成率 7.3%）</li> </ul> <p>県税の特別措置</p> <p>(1) 適用区域 特定地域（松山市、今治市、伊予市、東温市、上島町、松前町、砥部町）内の重点整備地区</p> <p>(2) 対象となる業種等 スポーツ・レクリエーション施設、文化施設、休養施設の設置者</p> <p>(3) 不動産取得税の不均一課税 軽減税率 0.4%（基準税率4%）</p> <p>(4) 固定資産税 軽減税率 初年度 0.14%（基準税率1.4%） 第2年度 0.35%（"） 第3年度 0.70%（"）</p> <p>愛媛県総合保養地域における県税の特別措置に関する条例適用申告件数 0件</p>	